

# 生徒心得 (2022年2月現在 生徒手帳より抜粋)

## 1 校内生活

### (1) 登下校時刻等について

- ① 登校時刻 8:25
- ② 下校時刻 一般生徒 17:30  
部活動生徒 18:30  
部活動特別延長生徒 19:00 (月曜日と木曜日に限る)

i 一般生徒とは、特に用事のない生徒を指す。

ii 部活動特別延長生徒とは、本人の申請、保護者の承諾を得て、所定の様式で申請ののち許可を受けた生徒を指す。ただし、特別延長は月曜日と木曜日に限る。

iii 定期考査中の完全下校時刻は15:00とする。

### (5) 校内への携帯電話の持ち込みを許可する。ただし、校内では電源を切り鞆の中に入れ保管し、使用しないこと。例外として、教師の指示のもと、授業中に活用することがある。

## 2 校外生活

- (1) 明石城西生としての自覚と良識を持って健全な生活態度を確立し、その実践に努めよう。特に登下校時において域社会に迷惑になるような行為はしないこと。
- (2) ボランティア活動、体験活動、地域の方々との交流等を通じて、社会生活上のルールの大切さ、自己責任の自覚を身につけ、他者を思いやる心を育てよう。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的理由等で希望する者は担任に申し出ること。(3年生のアルバイト解禁は自由登校以降とする。)
- (4) 在学中は単車・自動車の免許取得、および購入をしてはならない。本校では「三ない運動」(免許を取らない、単車・自動車を買わない、乗らない ※原則として単車同乗も含む)を全面的に推進する。
- (5) 未成年者立入禁止場所および高校生としてふさわしくない場所への立入りは、禁止する。
- (6) 性に関する情報に惑わされず、高校生として望ましい行動をとるようにすること。
- (7) 男女交際は、礼儀と節度ある交際であること。
- (8) 泊を伴う旅行については、「旅行届」を事前に提出すること。また、学割申請も同様とする。
- (9) 無断外泊は厳禁する。また、夜間の外出は必ず保護者の了解を得、特に夜10時以降の外出は避け、深夜徘徊(青少年愛護条例 夜11時以降)はしないこと。
- (10) 法令違反行為など高校生としてふさわしくない行為は厳禁する。

## 3 服装等について (別表参照)

- (1) 服装や容姿は、端正かつ面接等に対応できるものであること。
- (2) 制服は、折ったり縫い込んだりして、手を加えないこと。
- (3) 特別の指示のある時以外は、別表の示す服装とし、以下の点を厳守すること。また、生徒手帳はいつも携帯しておくこと。
  - ① ネクタイは首元までしっかり締め、第一ボタンをとめること。  
ネクタイを忘れた時は朝のSHR前に担任(学年)に申し出ること。
  - ② カッターシャツ・ブラウス(冬服)はズボン・スカートの中に入れること。
  - ③ 防寒具は教室内では着用しないこと。
- (4) 制服の移行については、特に期間は設定しない。各自で適切な制服を選択して着用すること。
  - ※行事・式典に関しては、統一する。
  - ※体温調節具および防寒具(別表)は体調や気温に応じて着用してもよい。
- (5) 部活動時や外出時等の服装
  - ① 部活動時は、各顧問の指示に従う。
  - ② 校外活動や他校訪問時は、制服を着用すること。
  - ③ 休日や長期休業日期間中の登下校時は制服とする。
- (6) 頭髪等
  - ① 髪は自然な状態(ワックス等は禁止)で、端正であること。
  - ② 前髪は自然な状態で目にかからないようにすること。
  - ③ 染色、脱色、パーマ、カール、眉の深ざり、もみあげやひげを伸ばす等は禁止する。
  - ④ ドライヤー等を使用して髪にくせをつけないこと。女子でヘアピン・ゴムが必要な時は、黒などの目立たないものを使用すること。
- (7) 化粧・アクセサリ等
  - ① 顔および手足(手足の爪のマニキュア等)の化粧は禁止する。ビューラーおよびアイプチ、まつげパーマなど、手を加えないこと。
  - ② 薬用リップクリームを使用する際は、色のついていないものにする。
  - ③ ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレス等のアクセサリはつけないこと。

## 別表 服装について

冬服	<p>本校指定上着</p> <p>本校指定スラックス（裾はシングル）</p> <p>本校指定スカート（スカート丈は膝裏の線までとする）</p> <p>本校指定白色長袖のカッターシャツまたはブラウス（校名イニシャル入り）</p> <p>本校指定のネクタイ</p> <p>※長袖を着る場合は、ネクタイを着用すること</p> <p>ただし、6月～9月はクールビズ期間としてネクタイの着用を任意とする</p>
夏服	<p>本校指定スラックス（裾はシングル）</p> <p>本校指定スカート（スカート丈は膝裏の線までとする）</p> <p>本校指定白色半袖のカッターシャツまたはブラウス（校名イニシャル入り）</p> <p>※オプション色：サックスブルー、ピンク</p> <p>ただし、儀式的行事等では白色のカッターシャツまたはブラウスに統一する</p>
ベルト	黒・紺・茶またはグレー
くつ	短靴又は運動靴 ※名前を書くこと
くつ下	白・黒・紺色（ワンポイント可）
バッグ	特に指定しないが安全面に配慮したバッグであること
体温調節具 および防寒具	<p>本校指定のベスト・セーター</p> <p>コート・ジャンパーは （白・黒・紺・茶・グレー系統の華美でないもの。 部活動でユニホームとして使用しているジャンパー等は可とする。 皮ジャン、Gジャン、毛皮コート等は禁止する）</p> <p>手袋およびマフラー</p> <p>ストッキング・タイツ（ベージュ、黒、紺）</p>
レインコート	特に指定しないが、通学に適したものを着用すること
体育の服装	トレーニングウェア上下・半袖シャツ・ハーフパンツおよび体育館シューズは本校指定

※制服の移行については、特に期間を設定しない。各自で適切な制服を選択して着用すること。

但し、式典に関しては、統一する。原則として、5月～9月…夏服（白シャツ） 10月～4月…冬服

## 4 交通安全・交通道徳

### (3) 自転車通学に関する事項

- ① 自転車通学許可区域に居住する者で自宅から学校までの自転車通学を希望する者は、学校に「自転車通学許可願」を提出し、許可を得ること。
  - ② J R 大久保駅から学校までの自転車通学希望者は、駐輪場の証明書のコピーを添えて手続きを行うこと。
  - ③ 自転車通学許可証（ステッカー）は、自転車後部の所定の箇所に付けること。許可された自転車以外の通学は禁止する。※特別な事情が生じた場合、すみやかに生徒指導部に連絡すること。
  - ④ 自転車の形態は両足スタンドであること。交通安全上問題のあるドロップハンドルやミニサイクルは禁止する。
  - ⑤ 自転車は常に点検整備しておくこと。整備不良車（ベル、ブレーキ、施錠、灯火、反射板等の不備なもの）には乗らないこと。
  - ⑥ 自転車は所定の場所に置き、必ず施錠すること。
  - ⑦ 法令違反行為、特に以下の危険行為、迷惑行為は絶対にしないこと。
    - i 二人乗り、並列走行、ヘッドホン・イヤホン等で音楽を聞きながらの走行や携帯電話を使用しながらの走行
    - ii 傘差し運転（雨天時はレインコートを着用すること）
    - iii 夜間の無灯火走行
    - iv 自転車の放置
  - ⑧ 規則違反を繰り返すと、自転車通学を禁止する。
- (4) 万一、交通事故に出会った時は、相手の名前・連絡先、車や單車の場合はナンバーを確認し、担任の先生に申し出て「事故報告書」を提出すること。また、自転車は軽車両であり加害者になることもある。事故を起こした場合、被害者の安全を確保し、誠実に対応すること。119番通報を行うなど救援の依頼を行い、救急の措置を講じること。そして速やかに学校に連絡を行うこと。登校後は、担任の先生や学年の先生に申し出て「事故報告書」を提出すること。